

練馬区告示第 2 0 2 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条ならびに練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 11 年 12 月練馬区条例第 56 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成 12 年 3 月練馬区規則第 39 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定に基づき、令和 7 年度練馬区一般廃棄物処理実施計画を定めたので、つぎのとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

練馬区長 前川 耀男

令和 7 年度練馬区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域
練馬区全域
- 2 一般廃棄物の年間発生量および処理量の見込み

一般廃棄物の種類	発生量および処理量	
可燃ごみ	109,274 トン	353.6 トン/日
不燃ごみ	2,254 トン	7.3 トン/日
粗大ごみ ^{*1}	5,063 トン	16.4 トン/日
資 源	38,779 トン	125.5 トン/日
持込みごみ ^{*2}	30,391 トン	98.4 トン/日
し尿等	917 トン	3.0 トン/日
動物死体	608 頭	2.0 頭/日

数値は端数処理をしているため内訳と合計が一致しないことがある。以下同じ。

内 訳

家庭ごみ

区 分	一般廃棄物の種類	発生量および処理量	
家庭廃棄物	可燃ごみ	75,290 トン	243.7 トン/日
	不燃ごみ	1,553 トン	5.0 トン/日
	粗大ごみ	5,063 トン	16.4 トン/日
	合 計	81,906 トン	265.1 トン/日

事業系ごみ

区 分	一般廃棄物の種類	発生量および処理量	
事業系 一般廃棄物	可燃ごみ	33,984 トン	110.0 トン/日
	不燃ごみ	701 トン	2.3 トン/日
	持込みごみ	30,391 トン	98.4 トン/日
	合 計	65,076 トン	210.6 トン/日

資源

区 分	一般廃棄物（資源）の品目	発生量および処理量	
一般廃棄物 （資源）	容器包装プラスチック	5,404 トン	17.5 トン/日
	古 紙	21,127 トン	68.4 トン/日
	び ん	4,613 トン	14.9 トン/日
	缶	2,017 トン	6.5 トン/日
	ペットボトル	2,740 トン	8.9 トン/日
	古着・古布	897 トン	2.9 トン/日
	乾 電 池	88 トン	0.3 トン/日
	廃食用油	24 トン	0.1 トン/日
	小型家電	412 トン	1.3 トン/日
	蛍 光 管	32 トン	0.1 トン/日
	金 属 類	1,275 トン	4.1 トン/日
	布 団	41 トン	0.1 トン/日
	衣装ケース	91 トン	0.3 トン/日
	二次電池	18 トン	0.1 トン/日
	合 計	38,779 トン	125.5 トン/日

し尿、浄化槽汚泥等

区 分	一般廃棄物の種類	発生量および処理量	
し尿、浄化槽 汚泥等	し 尿	56 トン	0.2 トン/日
	浄化槽汚泥および浄化槽汚泥	274 トン	0.9 トン/日
	事業活動に伴って生じるし尿	406 トン	1.3 トン/日
	し尿混じりビルピット汚泥	181 トン	0.6 トン/日
	合 計	917 トン	3.0 トン/日

動物死体

一般廃棄物の種類	発生量および処理量	
動物死体	608 頭	2.0 頭/日

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

ごみの発生抑制・再使用の促進

ア ごみの発生抑制

- (ア) 食品ロスの削減
- (イ) 生ごみの発生抑制・資源化
- (ウ) 販売店や商店会等との連携
- (エ) 区立施設でのごみの発生抑制

イ 再使用の促進

- (ア) 不用家具等の再使用

多様な資源循環の推進

ア 区民が進める資源回収の促進

- (ア) 集団回収事業への参加促進

イ 事業者が進める資源回収の促進

- (ア) 事業系ごみの資源化の促進
- (イ) 事業者回収の利用促進

ウ 区が進める資源回収の推進

- (ア) 不燃ごみの資源化
- (イ) 資源回収体制の充実
- (ウ) 区立施設での再生利用の推進

適正処理の推進

ア 排出ルールの徹底

- (ア) 紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底
- (イ) 不法行為の抑制

イ 事業者の自己処理責任の徹底

- (ア) 持込みによる事業系ごみ排出事業者に対する指導
- (イ) 区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導

ウ 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

- (ア) 効率的な資源・ごみの収集運搬体制の構築
- (イ) 災害廃棄物処理計画の策定

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分別表のとおり

5 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項別表のとおり（中間処理および最終処分に関しては、下記6のとおり）

6 一般廃棄物の処理施設に関する事項

一般廃棄物のうち可燃ごみ、粗大ごみ、し尿および浄化槽汚泥等に係る中間処理は、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）により管理・運営を行う。

なお、処理施設の整備に関する事項についても、清掃一組が行うため、本計画では記載しない。

一般廃棄物のうち不燃ごみは、区が設置した不燃ごみ中継施設で「資源化する金属類」と「金属類以外のごみ」に仕分ける。「金属類以外のごみ」に係る中間処理は、清掃一組により管理・運営を行う。

なお、処理施設の整備に関する事項については、と同様であるため、本計画では記載しない。

資源（不燃ごみ中継施設で仕分けた金属類を含む。）は、民間事業者が設置する中間処理施設に委託する。

7 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針をつぎのとおり定める。

基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うに当たっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は行わない。ただし、つぎの場合はこの限りでない。

ア 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に区と協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合

イ 東京二十三区において練馬区以外のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

8 適用日

本計画は、令和7年4月1日から適用する。

別 表

分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分、一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項

家庭ごみ

区 分	種 別	収集方法	運搬方法	処分および 資源化方法	区民の協力義務等
家庭 廃棄物	可燃ごみ (資源を除く。以下同 じ。)	区が週2 回、収集 する。	自動車に よる。	中間処理した 後、埋立処分 する。	1 可燃ごみ、不燃ごみおよび資源に分 別し、条例第20条第1項および規則第6 条に定める集積場所へ、それぞれの収 集日の朝に排出する。
	不燃ごみ (資源物を 除く、焼却 不適ごみを いう。以下 同じ。)	金属 類以外 のごみ		不燃 ごみ 中継 施設 で選 別す る。 【金属類 以外のご み】中間 処理した 後、再生 利用が可 能な資源 物を除い て、埋立 処分す る。	2 可燃ごみおよび不燃ごみは、規則第 7条第1項に定める基準に適合した容器 (以下「容器」という。)に収納して持ち出 す。容器の持ち出しが困難である場合 は、規則第7条第2項に定める基準に適 合した袋(以下「袋」という。)に入れて排 出する。
	資源 (再使用ま たは再生 利用を目的 として分別 回収するも のをいう。 以下同じ。)	金属 類		【金属類】 再生利用 が可能な 資源物と して処分 する。	3 可燃ごみおよび不燃ごみの1回の排 出量は、袋の場合は45リットル3袋、刈り 込み(木の枝)の場合は3束までとする。 それを超えて出す場合は有料とする。
		容器 包装 プラス チック		再生利用が可 能な資源とし て処分する。	4 不燃ごみのうち、スプレー缶・ライター 等は、使いきってから他の不燃ごみとは 別の袋に入れて排出する。 5 不燃ごみのうち、充電式電池を含む 製品は、他の不燃ごみとは別の袋に入 れて排出する。 6 不燃ごみのうち、蛍光灯は、破損防 止のため購入時の箱または紙で包み、 他の不燃ごみとは別の袋に入れて排出 する。 7 不燃ごみのうち、刃物類は、厚紙等 に包み「危険」と表記し排出する。 8 容器包装プラスチックは、食品等の汚 れを落とし、容器に収納して持ち出す。 容器の持ち出しが困難である場合は、 袋に入れて排出する。

区分	種 別		収集方法	運搬方法	処分および 資源化方法	区民の協力義務等
家庭 廃棄物	資源	古紙	区が週1 回、回収 する。	自動車に よる。	再生利用が 可能な資源と して処分す る。	9 古紙は、新聞(折込広告を含む。)、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙(ざつがみ)(メモ用紙・小さい空き箱)の種類別に紐で縛って排出する。なお、雑紙は、雑誌等に挟むか、紙袋(ビニールコーティングされていないもの)に入れて排出することもできる。 10 びんおよび缶は、ふた等を除いてすすぎ、あらかじめ定められた場所に区が用意する回収用コンテナへ入れる。びんは赤色のコンテナ、缶は緑色のコンテナに入れる。 11 ペットボトルは、キャップおよびラベルを除いて、中をすすいで軽く漬した上で、あらかじめ定められた場所に区が用意する青色の回収用袋へ入れる。なお、キャップおよびラベルは、容器包装プラスチック回収に排出する。 12 古着・古布は、洗うなどして、きれいな状態で透明か半透明の袋へ入れて排出する。 13 乾電池は、テープ等で絶縁し、回収ボックスに入れる。なお、充電式電池およびボタン電池は、区が資源回収していないので、回収協力店等に設置してあるボックスに入れる。 14 廃食用油は、ペットボトルに入れて、回収用コンテナに入れる。なお、未開封のものは、そのまま、回収用コンテナに入れる。 15 小型家電(13品目)は、回収ボックスに入れる。 16 条例第23条に規定する排出禁止物^{*4}を排出してはならない。
		びん (飲食用) 飲 み 薬・化粧 品の空き びん(乳 白 色 除 く。)を含 む。			再使用また は再生利用 が可能な資 源として処分 する。	
		缶 (飲食用)			再生利用が 可能な資源と して処分す る。	
		ペットボ トル(飲 食 用)			再生利用が 可能な資源と して処分す る。	
		古 着・古 布	区が拠点 等で、別に 指定する 日時に回 収する。		再使用また は再生利用 が可能な資 源として処分 する。	
		乾電池、 廃食用油、 小型家電 (13品目) ^{*3}			再生利用が 可能な資源と して処分す る。	

区分	種 別	収集方法	運搬方法	処分および 資源化方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	粗大ごみ	粗大ごみとして、区民の申告に基づき区が指定した日に収集する。または区が指定する施設での受入れを行う。	自動車による。	原則として中間処理した後、埋立処分するほか、一部は再使用のため区民等の利用に供する。	粗大ごみ受付センターに申告し、指定された日に条例第 21 条の規定により、条例第 43 条第 1 項に規定する有料粗大ごみ処理券を貼付して排出する。なお、粗大ごみを持ち込む場合は、練馬区資源循環センターに自ら持ち込む。
	転居廃棄物 ^{*5}	一般廃棄物収集運搬業者が収集する。		原則として中間処理した後、埋立処分する。	所管する清掃事務所において、委任状等の書類の確認後、清掃一組が管理・運営する中間処理施設の持込み承認を受ける。
	特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。)に基づく家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)	廃棄物処理業者等による。		家電リサイクル法に基づき、製造業者等が再資源化する。	購入した販売店等に申し込む。排出者は、廃棄物処理業者等の指示により、リサイクル料金および収集運搬料金を負担する。
	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく品目(パーソナルコンピュータ)	再生利用を目的とし、適正に収集・運搬する者が行う。		資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が再資源化する。	製造業者等に申し込む。排出者は、製造業者等の指示により、PC リサイクルマークがない場合には、リサイクル料金を負担する。

事業系ごみ

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分および資源化方法	事業者の協力義務等
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、中間処理した後、埋立処分する。	1 事業者が自らの責任で、区長の指定する処理施設(清掃一組または東京都が管理・運営するもの)に運搬する場合(他人に委託する場合を含む。)は、当該施設の適正な管理・運営に支障を来さないようにし、また排出量が1日平均 100 キログラム以上等の場合には条例第 30 条に規定する一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。 2 区が収集する場合(可燃ごみ、不燃ごみおよび資源)は、家庭廃棄物の分別方法に準じて分別(びん、缶、ペットボトルは袋に入れる。)し、条例第22条の規定により、条例第44条第1項に規定する有料ごみ処理券を貼付して、家庭廃棄物の区民の協力義務等欄に準じて排出しなければならない。 3 排出に当たって事業者は、条例第27条に定める保管場所まで持ち出す等区長の指示による。 4 区が収集する場合は、1回の排出量が 30 キログラム未満とする。
	不燃ごみ	金属類以外のごみ		事業者が自らの責任で行うもののほかは、不燃ごみ中継施設で選別する。	
		金属類		【金属類以外のごみ】中間処理した後、再生利用が可能な資源物を除いて、埋立処分する。 【金属類】再生利用が可能な資源物として処分する。	
	資源	古紙、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が週1回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、再生利用が可能な資源物として処分する。	
	持込みごみ	事業者が自らの責任で行う。	事業者が自らの責任で行う。	中間処理した後、埋立処分する。	

区 分	種 別		収集方法	運搬方法	処分および資源化方法		事業者の協力義務等
産業 廃棄物 (一 般廃 棄物 とあ わせ て処 理 する もの) *6	可燃ごみ		事業者が 自らの責任 で行うもの のほかは、 自動車による。	事業者が自らの責任で 行うもののほかは、中間 処理した後、埋立処分 する。		1 区が収集する場合(可燃ごみ、 不燃ごみおよび資源)は、家庭廃 棄物の分別方法に準じて分別(び ん、缶、ペットボトルは袋に入れ る。)し、条例第22条の規定により、 条例第44条第1項に規定する有料 ごみ処理券を貼付して、家庭廃棄 物の区民の協力義務等欄に準じて 排出しなければならない。 2 排出に当たって事業者は、条例 第27条に定める保管場所まで持ち 出す等区長の指示による。 3 区が収集する場合は、1回の排 出量が30キログラム未満とする。	
	不燃ごみ			事業者が 自らの責任 で行うもの のほかは、一 般廃棄物の 処理および その処理施設 の機能に支 障が生じない 範囲において、 家庭および事 業系の一般廃 棄物とあわせ て区が収集する。	事業者が 自らの責任 で行うもの のほかは、 不燃ごみ中 継施設で選 別する。		【金属類 以外のご み】中間 処理した後、 再生利用が 可能な資源 物を除いて、 埋立処分す る。 【金属類】 再生利用が 可能な資源 物として処 分する。
	資源	古紙、 容器包装 プラスチック、 びん、缶、 ペットボ トル		事業者が自らの責任で 行うもののほかは、再生 利用が可能な資源とし て処分する。			

し尿、浄化槽汚泥等

区 分	収集方法	運搬方法	処分および 資源化方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿、浄化槽汚泥およびし尿混じりのピルピット汚泥を除く。)	区が原則として月2回収集する。	吸上げ自動車による。	中間処理した後、下水道放流する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 11 条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しない。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにする。
浄化槽汚泥およびディスポーザ汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が自動車により運搬する。	中間処理した後、下水道放流する。	1 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 10 条の定めにより毎年1回機器類の保守点検および清掃を行う。 2 浄化槽法第 11 条の定めにより毎年1回法定検査を受ける。
事業活動に伴って生じるし尿				事業系し尿等については、原則、民間受入施設へ持ち込む。
し尿混じりのピルピット汚泥			一般廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けた者が処分する。	

動物死体

区 分	収集方法	運搬方法	処分および 資源化方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは届出により区が収集する。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	占有者または管理者が自らの責任で処分できないときは、規則第 10 条に定める動物死体届出書により区長に届け出て、その指示に従う。

- * 1 粗大ごみ : 一辺が概ね 30 センチメートル角を超える大型ごみ、建具、家具等。
家電リサイクル法に基づく家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）および資源有効利用促進法に基づく品目（パーソナルコンピュータ）を除く。
- * 2 持込みごみ : 排出事業者が直接自ら持ち込むごみ、または一般廃棄物処理業者等に収集・運搬を委託し、その処理業者等が、中間処理施設等（清掃工場、不燃ごみ処理センター等）に直接持ち込むごみのこと。
- * 3 小型家電（13 品目）
: 携帯電話・スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、AC アダプター、タブレット型情報通信端末、IC レコーダー、補助記憶装置（ポータブルハードディスク、USB メモリ、メモリーカード）電気かみそりのことをいう。
- * 4 排出禁止物 : 排出禁止物とは、以下に当てはまるものをいう。
有害性のもの
危険性のあるもの
引火性のあるもの
著しく悪臭を発するもの
特別管理一般廃棄物に指定されているもの
上記以外で家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、または家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるもの
- * 5 転居廃棄物 : 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が当該転居者から委任を受けて、引越荷物運送業者の管理する保管倉庫まで運搬し、許可業者に引き渡すものをいう。
- * 6 産業廃棄物（一般廃棄物とあわせて処理するもの）
: 法第 2 条第 4 項および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業およびプラスチック加工業から排出されるものを除く。）紙くず、木くず、金属くず（感染性廃棄物および廃油等が付着しているものを除く。）ガラスくず（感染性廃棄物を除く。）および陶磁器くずで、1 事業者当たりの 1 回の排出量が 30 キログラム未満のものをいう。